

令和 4 年 6 月 22 日現在

機関番号：32204

研究種目：基盤研究(A)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18H03611

研究課題名（和文）高齢者の財産管理制度の分析と構築

研究課題名（英文）Analysis and Foundation of Older People Asset Management Institutions

研究代表者

水野 紀子（Mizuno, Noriko）

白鷗大学・法学部・教授

研究者番号：40114665

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 19,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、高齢者の財産管理において国家の介入・保護を強化することを目指し、そのための手段として、「高齢者の財産管理」という法律学の独立した問題領域を対象とする法制度・法理論として認識することを提唱した。本研究では、日本法上必要なのは、「法/不法のコード」と「法律家」の関与の2点にあることを導いた。現在の日本の家族法ないし相続法領域では当事者間の「協議」に白地で委ねた結果、家庭内の力関係がそのまま反映され、家庭内弱者への救済がなされていない。そのため、権利・義務の形で明確化した法ルールを構築し、そのような法ルールを運用するために法律家に関与させることが必要であることを導いた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、「法は家庭に入らず」の法格言に従って法的な介入がなされなかった家庭内の財産管理や、遺言自由の原則・私的自治の原則に従って合意中心で処理されてきた高齢者の財産管理領域において、従前とは反対に、法的・後見的な介入が必要であるということを示した。そのために、当事者間の協議に白地で委任する現在の家族法・相続法領域を改め、権利・義務の発生根拠を明確化した「法/不法のコード」の必要性といった実体法領域のみならず、法律家の関与を保障する司法インフラという従来の家族法学とは異なる視点の必要性を指摘した。これによって高齢化社会における財産管理制度の改善に必要な新たな視点を提供できた。

研究成果の概要（英文）：This research project aimed to strengthen the state's intervention to elders' asset management. As a means of it, it proposed to recognize "Elders' Asset Management" as an independent category in legal studies. This research concludes that Japanese Law needs (i) "legal-illegal type code" and (ii) legal professions. Current Japanese Family Law and Inheritance Law leave "negotiations" between parties or family members. It resulted in that uncontrolled power balance in the family was realized as it was. It cannot provide any remedy to vulnerable people in families at all. Therefore, this research led Japanese Law required (i) clear legal rules to prescribe "rights" and "duties" and (ii) legal professions operating such rules and participating in the process of elders' asset management.

研究分野：民法・家族法

キーワード：相続法 家族法 高齢者法 民法 社会保障法 公証人

## 1. 研究開始当初の背景

日本社会が、未曾有の高齢化社会に突入しつつある中で、高齢者の財産は重要なウェイトを占めている。日本の高齢者の個人資産は1700兆円とも評され、また、世界でも、生前贈与まで含む広義の「相続」が現在社会における財産移転（フロー）の約半分を占めている（ピケティ『21世紀の資本』396頁）。となれば、高齢者の財産管理は非常に重要な問題である。だが、日本では、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質な住宅リフォーム業者による消費者問題など高齢者の財産管理に関する社会問題が多発している。この背景には、高齢者の財産管理に関して、国家の介入・保護が非常に脆弱であるという点がある。さらにその背後には、そもそも「高齢者の財産管理」が、法制度において独立の検討すべき課題領域（カテゴリ）であると認識されていないという問題がある。

日本法上、高齢者の財産的保護の法制度が弱いという例は枚挙に暇がない。例えば、1999年に、判断能力の乏しい高齢者の財産管理のための制度として成年後見制度が整備されたが、実際には利用は進んでいない。しかも、成年後見が実際に利用されるのは、相続争いの場面で、将来の被相続人である高齢者の財産管理権を先に取得する目的ということも多い。いわば相続争いの前哨戦であって、高齢者自身の利益とはなっていない。後見人が選任された場合も、制度上は家庭裁判所が監督をする建前になっているが、実際には家裁にそのための人的リソースの配置はなされておらず、後見人による横領・着服事案が後を絶たない。成年後見制度と同時期に導入された、高齢者に代わって福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理を行う地域福祉権利擁護事業（現在の地域生活自立支援事業）も、成年後見同様、利用が進んでいない。これは、同時期に導入された身体的な介護を対象とする介護保険がそれなりに行き渡っていることと対照的である。

高齢者の財産管理に対して、現在の民法が用意している回答は「遺言の自由」であり、「私的自治」「当事者意思」の尊重である。高齢者は、自分の介護の必要に備えて資産を蓄え、将来の遺産となる資産を対価として、近親者から介護サービスを引き出せばよい、という考えであり、そのためのツールとして遺言をとらえる。当時、進行中の相続法改正においても、自筆証書遺言の方式緩和や保管制度など遺言自由をより進める方向での改正が検討されていたのもその表れである。

だが、現在の日本の高齢者の財産管理をめぐる生じている社会問題は、むしろ単純すぎる意思の尊重、契約自由がゆえに生じているものである。振り込め詐欺や高額リフォーム契約の被害者となる高齢者が、将来の財産管理契約にのみ完全な判断能力を有するという想定が非現実であることは、選任された後見人の不祥事の高発によって示されている。むしろ日本において必要なのは国家の介入である。これは、諸外国との対比でも明らかである。フランスの国家後見制度のように、西欧諸国では、成年後見制度が高齢者に行き渡り、かつ、取り消し制度を充実させている。また、フランスでは、相続の場面でも、公証人を必ず関与させ、ドイツでは、遺産分割手続中の処分を禁じ、債務があれば必ず遺産裁判所が介入する仕組みを採っている。遺言自由を広く認める英米法ですら、裁判所には遺族を守るために遺言を否定する権能が認められており、英米法の物権法には、永久拘束禁止原則はじめ様々な形式的制約もある。これらは、一方で、自律的な財産管理の設計を容認しつつも、あの手この手で国家の介入を確保する諸外国の実像を示している。

これに対して、日本の相続法・家族法は、一貫して、国家の介入の最小化（法は家庭に入らず）という態度がとられ続けている。戦前においては、家制度を前提に、家の自治を尊重して国家の介入を抑えていた。戦後の家族法改正は、かかる家制度を廃止した。だが、その際に標榜されたイデオロギーは、個人の尊重や多様な価値観・家族観の尊重というものであり、抽象的な「個人」を前提に制度が構築された。その結果、戦後の相続法も、戦前と同様に、国家の介入に対して否定的なものとなった。他方で、具体的個人を支援することも抑圧することもある「家族」という制度への考慮はみられない。

この帰結が以下の2つの病理的現象である。一方では、戦前のオリジナルな家制度からは変容しつつも社会の多数派において残存している保守的な家庭像が、事実上強制されることとなった。国家権力は、このような状況下での家庭内の弱者に対して救済を提供してこなかった。他方で、そのように保守的に構想された家族像以外からの財産管理サービスが提供されるルートは事実上閉ざされている。

## 2. 研究の目的

本研究は、高齢者の財産管理において国家の介入・保護を（少なくとも諸外国並みに）強化することを目指し、そのための手段として、相続法・家族法等を「高齢者の財産管理」という法律学の独立した問題領域を対象とする法制度・法理論として認識することを提唱する。

前述の高齢者財産管理の問題点に対して、日本の国家財政が無限に潤沢であれば、高齢者の財産管理を支援するための特別の公的機関を作るという可能性もある。だが、現在の財政状況や少子化問題など他の政策課題を考えれば、高齢者財産管理に国家予算を投下する提案は現実的ではない。諸外国の実践と日本の相続法・家族法の比較法的状況に鑑みれば、日本においては、高齢者財産管理に関して、当事者自治の尊重のみを強調し、国家の介入を最小化した点にこそ問題がある。だが、公序良俗のような一般条項をフル活用して、遺言自由の制約を正面から認めるのは、現代における自由主義社会の中では、イデオロギー的に正当化できないし、裁判官の個人的

な正義感のみに期待することも難しい。

そこで、本研究が着目する解決策は、日本が明治民法期から怠ってきた、家族や相続における「制度」ないし「概念」の構築という手法である。すなわち、法制度・法概念は、社会事実をカテゴリ（中間概念）に基づいて切り取り、これを議論の出発点とすることで、具体的個人の自由を制約して、社会正義・弱者保護を図るという統治の知恵であった。かかる手法は、財産法分野においては、学説継受期を経て、鳩山・我妻理論によって体系化が完成した。その後、「鳩山・我妻の」理論に対しては、様々な批判が浴びせられているが、それらの批判学説は、体系の一切を廃棄してすべてを私的自治の原則と公序良俗の一般条項によって設計しようという無謀な試みなどではなく、体系を再構築し続けている。これに対して、家族法領域にはそもそも批判の対象となる体系・制度が存在していない。戦後直後の中川善之助による身分行為論は、財産法秩序から独立した家族法体系を構築する理論的可能性を秘めていた。しかし、当時の社会学的・経験法学的アプローチを採択した結果、事実状態の尊重の名の下、身分行為論はただの現状追認のための議論に墮し、法律論としての体系・制度を一切提供しなかった。このことが、家族の支援の期待できない高齢者の保護を、個人の尊重という現代社会を支えるイデオロギーで武装した遺言自由の原則に対して徒手空拳で挑まざるを得ない状況に追い込んだのである。そうであれば、民法ないし法律学において、高齢者の財産管理という領域を新たに「カテゴリ」（制度）として構築することこそが、解決策となるはずであり、本研究の課題である。

本研究は、高齢者の財産管理という領域を、契約や信託といった個別の財産法制度の「応用問題」とするのではなく、相続法・家族法を用いて、高齢者財産管理という「カテゴリ」（法制度）として構築することを目指すものである。これによって、高齢者の保護を実現しながら、高齢化社会における高齢者保有財産の活用を目指す。

高齢者の財産管理について多くの問題が存し、抜本的な解決が必要であることはつとに法学界において指摘されていた（「家族＜社会と法＞」4号（1988）所収の学術大会シンポジウムの記録、河野正輝他編『高齢者の法』（1997）、大河純夫他編『高齢者の生活と法』（1999）、山口浩一郎他著『高齢者法』（2002）参照）。だが、先行研究は、成年後見、代理、相続法、高齢者との契約、信託法など、個別の制度のみに焦点を当てており、相互への関連付けが不十分であった。そして、高齢者保護の問題については、弱者保護という例外的な「公序」の問題として扱われ、解決策としての実効性にも乏しいきらいがあった。

これに対して、本研究は、「高齢者の財産管理」というカテゴリを想定することで、成年後見、契約、消費者保護、相続、遺言、信託、保険といった法律構成の差異を超えた一貫した保護水準の構築を可能とする。また、戦前は家制度、戦後は個人の尊重のイデオロギーによって、高齢者財産管理と密接に関連する相続法・家族法領域において国家の介入が最小限に抑圧されてきた状況を打破し、日本においても国家による救済を促進するものである。

そのための手法として、日本の民法学において歴史上一貫して有することのなかった相続法・家族法において「カテゴリ」（法制度）を構築することを目指す。これを、悪しき概念法学の復活とみる者もいよう。現在の法律学は、過度に形式的で、日本の実情に即していない古い法概念を批判して発展してきたものである。だが、それは、悪しき概念をより良き概念へと組み替えようという試みであり、概念の一切を否定しようという動きではない。これに対して、家族法においては、そもそも法概念が存在しないため、現在、進行中の相続法改正も、政策判断の名のもとに、裸の価値判断同士の水掛け論となる傾向がみられる。本研究によって相続法の議論の「出発点」を、裸の個人主義とは異なる形で提供することが可能となり、今後の議論を生産的にすることができる。

新たなカテゴリを構想するといっても、完全に閉じたものとして独立に相続法や家族法のみを検討すればよいわけではなく、関連する他の制度との接続を考えなくてはならない。本研究では、民法のみならず、手続法、社会保障や相続といった公的セクターなど隣接分野の研究者との共同研究であり、包括的な検討がなされることで、カテゴリの実効性を高める。

### 3. 研究の方法

本研究は、今後の議論の出発点となるような高齢者財産管理という「カテゴリ」（法制度）を構築することを目指すものである。

前期の計画：まず、「カテゴリ」を構築するといっても、およそ法律家の頭の中だけの閉じたカテゴリであってはならず、現実社会における問題を取り込んだものでなくてはならない。そこで、高齢者財産管理に関する問題状況を把握し、法的な課題を洗い出す作業を行う。ここでは、既存の問題領域を、A. 死亡時の財産処理、B. 生前の財産保全・運用、C. 消費者被害に分け、具体的にどのような問題があるのかを検討していく。

後期の計画：前期の成果を経て、高齢者の財産管理の議論の出発点となる「カテゴリ」（法制度）を具体的に構築するのが後期の作業である。高齢者財産管理に関する諸制度（相続、成年後見、信託、その他契約・代理など）を貫く保護の在り方を検討する。このような新たなカテゴリの創出は大上段の議論となり、個別具体的な制度との連関が見えにくくなることから、持ち戻しや相続させる旨の遺言といった様々な具体的論点との関係性を検討する。

他方で、1つのカテゴリを構想するといっても、他の諸制度との連続を考察する必要もある。財産法でいえば、契約法・物権法・不法行為法それぞれ独自の法原則を形成しており、高齢者財産管理または相続法の「カテゴリ」が示す準則をそれぞれの分野でどう受け取るのかを検討する。

また、フランスの公証人慣行の重要性は遺産分割の手續面の重要性を示唆するものであり、検討する。また、社会保障や租税上の扱いといった公的セクターとの関連を分析する。

#### 4. 研究成果

村上淳一は、西欧法と日本法とを対比し、日本法に必要とされるのは、権利・義務で表現される「法/不法のコード」と「法律家」であるとした。現在の日本社会には、一応その両者が存在するといっているが、こと相続法や家族法の領域では、この2つの要素が決定的に欠けているというのが本研究の問題意識以来一貫した結論である。そして、このような状態は、家族に関する事項を当事者間の協議に委ねるといって「内済」で処理してきた徳川時代からのハビトゥス(日常経験の蓄積によって形成された自覚されない知覚・思考・行為を生み出す傾向)に由来する。研究計画段階では高齢者の財産管理領域における法制度・体系の構築というのみを課題として挙げたが、「法/不法のコード」となる法制度を構築するには、それを運用する法律家の存在が必要不可欠であり、両者は分かちがたく結びついているというのが本研究の結論である。

まず、高齢者の財産処分に関して、いかなる場合に「権利」または「義務」が発生するのかを形式的・具体的に定める「法/不法のコード」としての法は、親族法・相続法と区分された財産法領域にしか存在しないことが問題点として挙げられる。相続や家族と関連する親族法・相続法領域には固有の「法/不法のコード」が存在しない。その結果、財産法領域の規律を援用することになるわけであるが、その際に、たとえば、家族法上の夫婦間の日常家事代理権(民法761条)を基に民法110条の表見代理権を成立させ(最判昭和44・12・18民集23巻12号2476頁)、そこからさらに不動産取引についてまで表見代理の成立を認めようとする学説が存在するなど、家族法の規定を、財産法固有の領域ですら認められないほどの高度の取引安全保護の方向で活用するという傾向がみられる。ここには、取引安全保護という財産法領域の要請が、家族法領域に入ることによってさらに強化される。この政策判断の意味するところは、「家族のことは家族で処理させる」といういわば「家族任せ」の徳川時代以来の「内済」が家族法領域ではいまなお維持されている。

このような状況は、不法行為領域における未成年者や精神障害者の責任能力がない場合における監督義務者の責任の場合でも同様である。民法714条は、不法行為責任能力のない未成年者・精神障害者が損害を与えた場合において監督義務者に責任を課し、但書の「監督義務者がその義務を怠らなかったとき」による免責はほとんど認めない傾向にある。これは不法行為被害者保護のためと説明されるが、そこでは、不法行為被害者の利益と家族に代表される監督義務者の利益とで、前者を常に尊重すべきであるという政策判断が潜んでおり、ここでも、「家族のことは家族で」という「内済」の政策判断が潜んでいる。現在の高齢化社会において多数発生している認知症高齢者も不法行為責任能力がなければこの民法714条によって規律されるどころか、かかる認知症高齢者についても「家族任せ」の政策判断がなされている。これに対して、近時の最高裁判例は、一定の場合に、家族の責任を否定する判断を示した(最判平成28・3・1民集70巻3号681頁)。だがそこでの判断は、家族の中でも別居中の子供であれば法定の監督義務者にもまたそれに準ずる者にも該当しないという判断であり、いかなる場合に「法定監督義務者に準ずる者」に該当するのかの判断は不明確であり、また、「義務を怠らなかったとき」による免責がいかなる場合に認められるのかも判断がブランクのままである。現状、一定範囲で「家族任せ」は正しくないという政策判断が認められつつあるものの、総花的かつ抽象的な判断枠組みに留まっており、権利・義務の基準を明確化した「法/不法のコード」とはなっていない(さらに同判決のように家族の責任を否定した場合に被害者保護をどのように図るかという問題は宙ぶらりんとなる。本研究では、責任無能力者本人への賠償責任を肯定し、かつ保険制度の充実を提唱した)。

民法典の想定する高齢者の財産管理の典型事例であるところの相続も同じ問題を抱える。日本法上の相続は、法定相続分に加え、遺留分制度や特別受益制度などの「権利」「義務」的な規定を母法フランス法よりも貧弱ながらも有している。だが、これらの規定を実務上の適用した姿は、被相続人の死亡によって開始した相続では相続財産は共同相続人間の共有状態となり、それを解消するために遺産分割手續が用意されているものの、必ずしも迅速に遂行されるとは限らず、いつまでも相続分割合に応じた共有状態が続いている。相続人のうちの1人が自らの相続分に相当する財産を個別に処分することができず、共有持分権者である相続人で決めてくれという、相続人任せ、「家族任せ」が事実上継続することになる。また、仮に遺産分割手續がなされても、相続分という「権利」「義務」があるにもかかわらず、分割手續は法律家の関与が制度的に保障されていない「協議」に委ねられる。やはり「家族任せ」となっている。

高齢者離婚時も同様である。民法上、財産分与といった制度は用意されているものの、そもそも日本の離婚の多くは協議離婚という当事者の合意のみに基づく離婚であるため、財産分与がきちんと処理されることが制度的に保障されていない。財産分与によっていかなる額の請求が可能となるのか、民法の条文のみでは抽象的かつほぼ白地に近く、「法/不法のコード」ではないことから、弱者が財産分与を根拠に主張するには「権利」として心もとないということもあろう。また、DV被害者等であれば、離婚に合意してもらうために財産分与請求を断念するということはしばしばであり、民法の原則である「合意」や「私的自治」が家庭内の弱者保護には機能しないことを示している。

そこで、高齢者の財産管理について、もっと家庭内の弱者への配慮を権利・義務の形で図るべ

きであるというのが本研究の構想である。だが、本研究を進めた結果、実体法ルールもさることながら、村上淳一の提唱するもう1つの要素である「法律家の存在が欠けている」という点こそが大きな問題であることが明らかになった。

たとえば、不動産のような登記対象財産の処分や相続の場面においては、フランスでは公証人という法律家の関与が制度的に保障されている。また離婚時にも家庭裁判所の関与が保障され、遺言の保管、相続人や相続財産の確認には公証人が関与している。フランスの公証人は日本の公証人とは異なり、数も多く、いわばホームロイヤーとして機能している。これらの「法律家」の関与によって、家庭内の裸の力関係がそのまま反映された家族間の「合意」のみではなく、適法・適正に処理されることが制度的に保障される。そして、民法の実体法上の制度は、このような公証人ないし法律家が関与することで、補完され、初めて現実社会に制度として構築される(中原太郎「フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割」法学83巻4号)。

翻って、日本法を定めると、「法は家庭に入らず」の格言通り、「法律家」も家庭内の事柄に入ることが促進されていない。しかし、それでは、上記の日本法の諸制度をいくらは是正しようとも、決して完成することはない。日本法の遺産分割が迅速になされず、遺産共有の状態がいつまでも続いてしまう状況を解決するには、相続を法人の倒産と同様の法人格の消滅に伴う「清算」手続として位置付けることになるが、「清算」であれば必要とされる法律家(ここではおそらく裁判所となる)を用意できない。公証人の数も圧倒的に少なく、「ホームロイヤー」というフランスの位置づけとは大きく乖離する。

これに対して、日本では、戸籍や登記という制度が、相続や贈与などの高齢者の財産管理の局面を支援している。だが、これらの制度はいずれも「行政」機関による制度であり、法律家の関与が予定されていない。そして、家庭内の弱者保護を図るための手続を用意できていない。この「法律家」の関与がないという命題と「家庭内の弱者保護」が図ることができないという命題とは、現在、因果関係でつながっているものと考えられる。現在の日本の行政機関は、少なくとも戸籍や登記においては、形式的なルールにのっとって淡々と事務処理をする仕組みとなっており、実質判断をするような仕組みとはなっていない。そのような人材も配備されていない。

このようにみると、前述の「権利義務の明確な「法/不法のコード」としての法」といっても、例えば法定相続分のような法律家の関与すらなしに運用できるような形式的な法ルールのみが必要なのではないことがわかる。必要とされているのは、当事者間の協議に白地に委ねるような「内済」では困るが、家庭内の弱者保護を実質的に行うためのある程度の「実質」判断が必要となるような抽象性は備えた「法/不法のコード」である。そしてこのような形のルールを構築するには、まず、高齢者の財産管理に関与する「法律家」を制度的に増やさなくてはならない。そして、その「法律家の適性・能力を踏まえて」法ルールを作成する必要がある。そこでいかなる「法律家の関与を増やしていくか」という問題が、実体法ルールの構築と分かちがたい問題となる。

この問題に対して、フランス法を参考にすれば、公証人制度を日本でも充実させることが1つの解となる。だが、現在の日本の財政状況を踏まえるに、そのような解が現実的に難しいとすれば、他の方法もあろう。弁護士増員・充実や司法書士・行政書士といった弁護士以外の法律家の活用と充実化というのは有力な代替策ではあるものの、以下に見ていく諸外国の例からは、そのみでは足りないように思える。

1つは、アメリカ法のように、民法上の相続制度等の代替的な制度である信託等に委ねるという方向である。アメリカでは、高齢者の財産管理の場面において信託が発展し、専門家であり市場競争に晒されている金融機関と法律家の関与がなされている。これは、日本法と同様の私的自治を強調する方向にも見えるが、他方で、金融機関に課される信託受託者の信託義務法理に加え、法律家の関与がなされており、信託義務法理においては(相続を管轄する裁判所よりも信頼できる)裁判所による法形成がなされている。ここには、市場競争による規律付けに加え、強い裁判所の関与がみられている。

また、より日本らしい解決としては「行政」に委ねるという方法もある。しかし、ここでいう「行政」というのは、現在の登記や戸籍の処理のような形式的な処理しかできない行政では困る。家庭内の弱者保護の実質判断を踏まえたものであることから、社会福祉・社会保障的な思考様式をもった行政機関の促進が必要となる。現在の社会福祉行政、すなわち給付行政は、原則として当事者の申請が必要とされている。だが、本研究では、当事者の私的自治に委ねては、家庭内の力関係をそのまま反映した合意によって救済が図れないという点に着目しており、当事者の申請に委ねた既存の制度では足りない。そこで、強制的な社会福祉・社会保障として「法律家」的なマインドセットを持った行政機関の活躍に期待するというのも1つの方向である。

高齢者の財産処分においてはこのような「法律家」の関与を増やし、関与する法律家の適性・能力を前提に、当事者間の協議に白地で委ねるような「内済」ではなく、かといって無機質な行政判断のみでははかれない家庭内の弱者保護を図るような「法/不法のコード」を備えた法ルールを構築していくことが必要である。

以上の成果は、研究代表者・分担者の各業績によって構築され、そのまとめを研究代表者及び分担者の一部によってなされた2019年比較法学会シンポジウムおよび研究代表者による法学教室に現在連載中の『日本家族法を考える』にて発信している。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計84件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 11件）

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 92 (13)
2. 論文標題 学界回顧・民法（家族法）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 91, 98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 84 (3=4)
2. 論文標題 不貞行為の相手方への慰謝料請求 最判平成31年2月19日民集73巻2号187頁の評価	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 184, 201
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 90
2. 論文標題 民法・家族法から見た離婚後共同親権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日仏文化	6. 最初と最後の頁 67, 74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 15
2. 論文標題 日本家族法の特徴	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 丸山眞男記念比較思想研究センター報告	6. 最初と最後の頁 5, 21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 488
2. 論文標題 講座・日本家族法を考える（第2回）：戦後改正を考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 82, 87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 489
2. 論文標題 講座・日本家族法を考える（第3回）：家族観と親族を考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 107, 113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 490
2. 論文標題 講座・日本家族法を考える（第4回）：婚姻の意義を考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 89, 94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 491
2. 論文標題 講座・日本家族法を考える（第5回）：婚姻の成立を考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 99, 104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 492
2. 論文標題 講座・日本家族法を考える（第6回）：婚姻障碍事由を考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 68, 74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 494
2. 論文標題 講座・日本家族法を考える（第7回）：婚姻の効力を考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 88, 94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 495
2. 論文標題 講座・日本家族法を考える（第8回）：夫婦の氏を考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 82, 87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 93 (13)
2. 論文標題 学界回顧・民法（家族法）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 91, 100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 水野紀子	4. 巻 496
2. 論文標題 講座・日本家族法を考える（第9回）：夫婦の財産関係を考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 107, 113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 497
2. 論文標題 講座・日本家族法を考える（第10回）：離婚法の変遷と特徴を考える	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 76, 81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 498
2. 論文標題 講座・日本家族法を考える（第11回）：離婚の成立を考える	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 68, 74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 73 (3)
2. 論文標題 書評・深町晋也著『家族と刑法 家庭は犯罪の温床か？』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自由と正義	6. 最初と最後の頁 45, 45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 1285
2. 論文標題 法規範と交渉力	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 中央労働時報	6. 最初と最後の頁 3, 3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高さやか	4. 巻 94 (1)
2. 論文標題 福祉行政における「アウトリーチ」への着目と社会保障法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 45, 51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田悠太	4. 巻 85 (3)
2. 論文標題 労働判例研究 内縁関係にあった養子が厚生年金保険法上の配偶者に当たるとされた例 (大阪地裁令和2年3月5日判決)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 49, 60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大村敦志	4. 巻 139 (2)
2. 論文標題 アレティストとしての星野英一(3)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 85, 98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 495
2. 論文標題 事業活動の期待できない株式会社の解散事由（東京地判令和2・6・22LEX/DB25585177）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 152, 152
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 218
2. 論文標題 保険金受取人変更の意思表示の解釈とその規律	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 生命保険論集	6. 最初と最後の頁 103, 130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤岡祐治	4. 巻 76 (4)
2. 論文標題 特定民間国外債の利子に対する非課税規定適用のための利子受領者確認書の提出と源泉徴収	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 税経通信	6. 最初と最後の頁 96, 103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中原太郎	4. 巻 94 (1)
2. 論文標題 不法行為責任と行為・危険・権利 - 潮見佳男『民事過失の帰責構造』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 128, 133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渋谷雅弘	4. 巻 120
2. 論文標題 租税法と相続	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 THINK 司法書士論叢	6. 最初と最後の頁 33, 47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渋谷雅弘	4. 巻 174
2. 論文標題 マンションの評価と課税	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 税務事例研究	6. 最初と最後の頁 52, 70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今津綾子	4. 巻 157 (3)
2. 論文標題 ハーグ条約実施法117条1項による調停条項の変更	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 549, 561
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今津綾子	4. 巻 69 (3)
2. 論文標題 仲裁廷の暫定保全措置に対する執行力の付与	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 11, 16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ローツ・マイア	4. 巻 4
2. 論文標題 書評 山口亮子著『日米親権法の比較研究』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 離婚・再婚家族と子ども研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Sayaka DAKE	4. 巻 no 4, 2020
2. 論文標題 La resurgence de la pauvreté et de la vulnérabilité chez les personnes âgées	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Revue de droit sanitaire et social	6. 最初と最後の頁 673, 681
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鳥山泰志	4. 巻 92 (13)
2. 論文標題 学界回顧2020 民法(財産法)物権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 73, 78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石綿はる美	4. 巻 30
2. 論文標題 民法910条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額[最高裁令和元.8.27判決]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融判例研究	6. 最初と最後の頁 74, 77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺達徳	4. 巻 249
2. 論文標題 私設市場における先物取引と取締法規違反の効力（名古屋地判昭和60年4月26日判例時報1163号112頁）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 68, 69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 213
2. 論文標題 傷害保険の外来性と疾病免責条項の要件事実 判例法理の内在的理解の整理をめざして	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 生命保険論集	6. 最初と最後の頁 49, 83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 1182
2. 論文標題 権利付きトークンの私法上の地位 論点整理のために（上）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 14, 22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 1183
2. 論文標題 権利付きトークンの私法上の地位 論点整理のために（中）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 23, 31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 1184
2. 論文標題 権利付きトークンの私法上の地位 論点整理のために(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 40, 46
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 1553
2. 論文標題 ECサイトのアカウント停止時のギフト券未使用残高の帰趨	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 107, 110
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 龍鉄 = 得津晶	4. 巻 48 (6)
2. 論文標題 中国における株主総会決議の瑕疵を争う訴訟の論点	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 826, 828
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小粥太郎	4. 巻 674
2. 論文標題 『法学を学ぶのはなぜ』vs法学	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 17, 21
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 藤岡祐治	4. 巻 1552
2. 論文標題 係争中の分限免職処分に基づく退職手当に関する課税のタイミング	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 124, 127
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中原太郎	4. 巻 15
2. 論文標題 民法分野における「利益の衡量」の諸相	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ICCLP Publications	6. 最初と最後の頁 33, 44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中原太郎	4. 巻 478
2. 論文標題 纯粹経済損失と不法行為法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 35, 39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中原太郎	4. 巻 1183
2. 論文標題 契約外責任(不法行為)法におけるフランス法主義とその変容 - ベルギー法の改正動向(契約外責任法の改正に関する法律準備草案)を素材として -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 4, 22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 中原太郎	4. 巻 84 (3=4)
2. 論文標題 間接被害者事例における直接被害者の過失の考慮	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 453, 472
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉永一行	4. 巻 475
2. 論文標題 債務不履行による損害賠償の帰責事由 (ケースで考える債権法改正(第13回))	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 85, 92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永一行	4. 巻 479
2. 論文標題 代理: 代理権濫用、利益相反行為、復代理 (ケースで考える債権法改正(第17回))	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 80, 87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永一行	4. 巻 483
2. 論文標題 寄託: 諾成契約化と寄託物引渡し前の解除権、混合寄託 (ケースで考える債権法改正(第21回))	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 87, 94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渋谷雅弘	4. 巻 48
2. 論文標題 家族財産の管理・承継の変化と税制	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 租税法研究	6. 最初と最後の頁 20, 38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今津綾子	4. 巻 26
2. 論文標題 子の引渡しを命ずる審判にもとづく間接強制の申立てが権利濫用として斥けられた事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 速報判例解説	6. 最初と最後の頁 157, 160
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今津綾子	4. 巻 61
2. 論文標題 養親の相続財産全部の包括受遺者が提起する養子縁組の無効の訴えの利益	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 114, 117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 81
2. 論文標題 シンポジウム家族による財産管理とその制度的代替・日本	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 2-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 11-1
2. 論文標題 清算手続きを欠く日本相続法の困難	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 International Law Review(The Institute of Law & Policy Jeju National University)	6. 最初と最後の頁 187-195
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 中原太郎	4. 巻 81
2. 論文標題 シンポジウム家族による財産管理とその制度的代替・中国	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 81-98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中原太郎	4. 巻 83巻4号
2. 論文標題 フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 561-582
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渋谷雅弘	4. 巻 231
2. 論文標題 固定資産税の現状と課題再論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 資産評価情報	6. 最初と最後の頁 3-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渋谷雅弘	4. 巻 174
2. 論文標題 登記名義人死亡時における固定資産税	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 税務事例研究	6. 最初と最後の頁 51-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永一行	4. 巻 81
2. 論文標題 シンポジウム家族による財産管理とその制度的代替・ドイツ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 15-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永一行	4. 巻 83巻4号
2. 論文標題 2019年ドイツ世話法改正	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 611-624
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小粥太郎	4. 巻 83巻4号
2. 論文標題 個人と分人ー「民法における人間」を考えるためのノート	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 72-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 藤岡祐治	4. 巻 29
2. 論文標題 現金の流動性と匿名性に対する課税	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 204-207
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今津綾子	4. 巻 470
2. 論文標題 新法解説 民事執行法等の改正について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 52-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今津綾子	4. 巻 32
2. 論文標題 養育費の支払確保に向けて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 81-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 早川眞一郎	4. 巻 32
2. 論文標題 子の引渡しをめぐる実体法上の問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 72-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 早川眞一郎	4. 巻 251
2. 論文標題 ハーグ条約と国内実施法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊法学セミナー	6. 最初と最後の頁 275-280
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石綿はる美	4. 巻 81
2. 論文標題 シンポジウム家族による財産管理とその制度的代替・フランス	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 31-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石綿はる美	4. 巻 83巻4号
2. 論文標題 家族による財産管理：フランスの後見・夫婦財産制・家族権限付与	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 494-509
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高さやか	4. 巻 4巻1号
2. 論文標題 子の親に対する扶養義務と社会保障 生活保護を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会保障研究	6. 最初と最後の頁 48-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Sayaka Dake	4. 巻 mai-juin 2019
2. 論文標題 L'assurance dependance du Japon et ses enjeux actuels	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Revue de droit sanitaire et social	6. 最初と最後の頁 432-440
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 7
2. 論文標題 カオナシの民法学：公共政策大学院で「民法」を学ぶ意義	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東北ローレビュー	6. 最初と最後の頁 138-188
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 323
2. 論文標題 保険金受取人変更の意思表示と対抗要件(最高裁平成29年11月7日決定(平29(オ)1185号、同(受)1469号)、福岡高裁宮崎支部平成29年6月7日判決(平(ネ)202号)宮崎地裁平成28年8月29日判決、(平27(ワ)111号、同475号))	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 保険事例研レポート	6. 最初と最後の頁 6-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 47号
2. 論文標題 民法における社会的・制度的条件	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公証法学	6. 最初と最後の頁 1-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野紀子	4. 巻 90巻10号
2. 論文標題 家族への公的介入	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中原太郎 (渠遙訳)	4. 巻 17号
2. 論文標題 安全照慮義務的走向 - 民法 (債権法) 修改の一個層面	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中日民商法	6. 最初と最後の頁 151 - 165
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中原太郎	4. 巻 85号
2. 論文標題 日本法における権利濫用	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 韓国民事法学	6. 最初と最後の頁 532 - 553
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今津綾子	4. 巻 1130号
2. 論文標題 家事事件手続における諸問題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 31 - 36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 今津綾子	4. 巻 6号
2. 論文標題 家事事件における執行手続 子の引渡しを中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東北ローレビュー	6. 最初と最後の頁 24-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高さやか	4. 巻 27号
2. 論文標題 貧困・低所得化する高齢者	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 56 - 62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤岡祐治	4. 巻 1524号
2. 論文標題 非居住者の税制適格ストックオプションの権利行使益に対する課税	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 10 - 11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渋谷雅弘	4. 巻 830号
2. 論文標題 相続税制と事業承継税制の動向	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 租税研究	6. 最初と最後の頁 76 - 100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渋谷雅弘	4. 巻 167号
2. 論文標題 資産の不平等交換	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 税務事例研究	6. 最初と最後の頁 63-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渋谷雅弘	4. 巻 70巻3号
2. 論文標題 森林環境税についての一考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地方税	6. 最初と最後の頁 2 - 8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 1巻1号
2. 論文標題 刑法と商法の対話：協働作業をはじめるまえに	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 松中法学	6. 最初と最後の頁 19 - 32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 得津晶	4. 巻 1530号
2. 論文標題 ゴルフ会員権の売買と預託金返還請求権の評価の共通錯誤	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 115-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 8件）

1. 発表者名 Taro NAKAHARA
2. 発表標題 L' apprehension du lien de causalite au regard de l'epidemiologie : L' experience en droit japonais de la responsabilite civile
3. 学会等名 Cour de cassation, Conferences-Cycle 2022 : Les grandes notions de la responsabilite civile a l' aune des mutations environnementales, 2eme Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 水野紀子
2. 発表標題 家族による財産管理とその制度的代替・日本
3. 学会等名 比較法学会第82回総会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中原太郎
2. 発表標題 家族による財産管理とその制度的代替・中国
3. 学会等名 比較法学会第82回総会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 吉永一行
2. 発表標題 家族による財産管理とその制度的代替・ドイツ
3. 学会等名 比較法学会第82回総会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石綿はる美
2. 発表標題 家族による財産管理とその制度的代替・フランス
3. 学会等名 比較法学会第82回総会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 渋谷雅弘
2. 発表標題 家族財産の管理・承継の変化と税制
3. 学会等名 租税法学会第48回総会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森田果
2. 発表標題 実証分析における因果関係の見つけ方
3. 学会等名 司法研修所セミナー
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 水野紀子
2. 発表標題 清算手続きを欠く日本相続法の困難
3. 学会等名 新アジア家族法三国会議「高齢社会における相続法の課題」(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中原太郎
2. 発表標題 日本法における権利濫用
3. 学会等名 第8回東アジア民事法学国際シンポジウム(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Harumi Ishiwata
2. 発表標題 Can we protect “wife” in new inheritance law? -A movement of inheritance law reform in Japan
3. 学会等名 BAJS(British Association for Japanese Studies) Conference 2018(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石綿はる美
2. 発表標題 相続法改正を考える 配偶者居住権を中心に
3. 学会等名 日本台湾法学会研究会主催・第5回日台法学研究シンポジウム(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 石綿はる美
2. 発表標題 短期居住権・配偶者居住権
3. 学会等名 有斐閣法律講演会2019
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Hatsuru Morita
2. 発表標題 Does Restricting Youth Exposure to Sexual Expression Deter Sexual Offenses?: Evidence of a Long-term Effect
3. 学会等名 The 2nd Conference on Empirical Legal Studies in Europe, Catholic University Leuven, Faculty of Law, Leuven (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hatsuru Morita
2. 発表標題 On the Calculation of Environmental Damages
3. 学会等名 Society for the Advancement of Socio-Economics 30th Annual Conference, Doshisha University, Kyoto (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Akira Tokutsu
2. 発表標題 Much Ado About Fintech: Does Fintech Require Innovation or Recrystallization of Traditional Legal Framework?
3. 学会等名 The Sixth International Forum on Corporate and Financial Law, "The Symposium on the Financial Legal System from the Perspective of Civil and Commercial Law" (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計29件

1. 著者名 岡本裕樹 = 沖野眞已 = 鳥山泰志 = 山野目章夫編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 990
3. 書名 中田裕康先生古稀記念 民法学の継承と展開	

1. 著者名 幡野弘樹 = 齋藤哲志 = 大島梨沙 = 金子敬明 = 石綿はる美	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 336
3. 書名 フランス夫婦財産法	

1. 著者名 大村敦志 = 道垣内弘人 = 山本敬三編集代表・磯村保編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 862
3. 書名 新注釈民法(8) 債権(1)	

1. 著者名 フランソワ・アンセル、ベネディクト・フォヴァルク = コソン (齋藤哲志・中原太郎訳)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 323
3. 書名 フランス新契約法	

1. 著者名 岩村正彦 = 大村敦志 = 齋藤哲志編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 418
3. 書名 現代フランス法の論点	

1. 著者名 渋谷雅弘 = 高橋滋 = 石津寿恵 = 加藤友佳編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 892
3. 書名 水野忠恒先生古稀記念論文集 公法・会計の制度と理論	

1. 著者名 磯谷文明・町野朔・水野紀子編集代表、岩瀬徹・久保野恵美子・柑本美和・浜田 真樹・藤田香織編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 758
3. 書名 実務コンメンタール児童福祉法・児童虐待防止法	

1. 著者名 松本恒雄・潮見佳男・羽生香織編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 214
3. 書名 判例プラクティス・民法 親族・相続（第二版）	

1. 著者名 松岡久和・松本恒雄・鹿野菜穂子・中井康之編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 1044
3. 書名 改正債権法コンメンタール	



1. 著者名 大村敦志	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 369
3. 書名 広がる民法5	

1. 著者名 中里実・太田洋・伊藤剛志編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 332
3. 書名 デジタルエコノミーと課税のフロンティア	

1. 著者名 小粥太郎編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 834
3. 書名 新注釈民法(5) 物権(2)	

1. 著者名 道垣内弘人・沖野眞巳・幡野弘樹・吉永一行・溜箭将之・加毛明・ガブリエーレ・コツィオール・中原太郎	4. 発行年 2020年
2. 出版社 公益財団法人トラスト未来フォーラム	5. 総ページ数 226
3. 書名 各国における遺言執行の理論と実態	

1. 著者名 K. Baba, F. Bicheron, R. Boffa, B. Haftel, M. Mekki, T. Saito et K. Yamashiro (dir.)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 LGDJ	5. 総ページ数 314
3. 書名 Droit civil japonais : Quelle(s) reforme(s) a la lumiere du droit francais	

1. 著者名 水野紀子 (新・アジア家族法三国会議編)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 168(担当95-116頁)
3. 書名 高齢社会における相続法の課題	

1. 著者名 水野紀子 (山元一・但野雅人・蟻川恒正・中林暁生編)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 980(担当153-172頁)
3. 書名 辻村みよ子先生古稀記念・憲法の普遍性と歴史性	

1. 著者名 水野紀子 (久貴忠彦編集代表)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 520(担当235-265頁)
3. 書名 遺言と遺留分・第1巻遺言〔第3版〕	

1. 著者名 大村敦志	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 284
3. 書名 新基本民法1 総則編〔第2版〕	

1. 著者名 早川眞一郎（柏木昇他編著）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 680(担当115-139頁)
3. 書名 日本とブラジルからみた比較法	

1. 著者名 渡辺達徳（田山輝明・澤野順彦・野澤正充編）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 384(122-129頁、320頁)
3. 書名 新基本法コンメンタール借地借家法〔第2版〕	

1. 著者名 渡辺達徳（小口彦太編著 / 文元春・楊遠舟（訳））	4. 発行年 2019年
2. 出版社 人民法院出版社・北京	5. 総ページ数 452
3. 書名 中国合同法研究 中日民事法学之対話	

1. 著者名 中原太郎 (河上正二 = 大澤彩編)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 744頁 (担当73-111頁)
3. 書名 人間の尊厳と法の役割 - 民法・消費者法を超えて - 廣瀬久和先生古稀記念論文集	

1. 著者名 中原太郎 (瀬川信久 = 能見善久 = 佐藤岩昭 = 森田修編)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 574 (担当433 - 472頁)
3. 書名 民事責任法のフロンティア 平井宜雄先生追悼論文集	

1. 著者名 小粥太郎 (安永正昭・鎌田薫・能見善久編)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 575 (担当59 - 93頁)
3. 書名 債権法改正と民法学	

1. 著者名 渡辺達徳 (潮見 佳男、千葉 恵美子、片山 直也、山野目 章夫編)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 592 (担当165 - 173頁)
3. 書名 詳解 改正民法	

1. 著者名 渋谷雅弘、藤岡祐治（中里実、弘中聡浩、澁圭吾、伊藤剛志、吉村政穂編）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 375
3. 書名 租税法概説（第3版）	

1. 著者名 渋谷雅弘（金子 宏、中里 実編）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 624（担当129 - 144頁）
3. 書名 租税法と民法	

1. 著者名 中原太郎、得津晶（宍戸常寿編）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 272
3. 書名 新・判例ハンドブック情報法	

1. 著者名 得津晶（南野森編）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 304（担当90 - 100頁）
3. 書名 新版 法学の世界	

〔産業財産権〕

〔その他〕

水野紀子ウェブサイト  
<http://www.law.tohoku.ac.jp/~parenoir/>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	高 さやか  (Dake Sayaka)  (00302646)	東北大学・法学研究科・教授    (11301)	
研究分担者	鳥山 泰志  (Toriyama Yasushi)  (10432056)	東北大学・法学研究科・教授    (11301)	
研究分担者	石綿 はる美  (Ishiwata Harumi)  (10547821)	一橋大学・大学院法学研究科・准教授    (12613)	
研究分担者	池田 悠太  (Ikeda Yuta)  (10779458)	東北大学・法学研究科・准教授    (11301)	
研究分担者	大村 敦志  (Omura Atsushi)  (30152250)	学習院大学・法務研究科・教授    (32606)	

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	得津 晶 (Tokutsu Akira) (30376389)	東北大学・法学研究科・教授  (11301)	
研究分担者	早川 眞一郎 (Hayakawa Shinichiro) (40114615)	専修大学・法務研究科・教授  (32634)	
研究分担者	小粥 太郎 (Kogayu Taro) (40247200)	東京大学・大学院総合文化研究科・教授  (12601)	
研究分担者	森田 果 (Morita Hatsuru) (40292817)	東北大学・法学研究科・教授  (11301)	
研究分担者	藤岡 祐治 (Fjioka Yuji) (40632237)	一橋大学・大学院法学研究科・准教授  (12613)	
研究分担者	中原 太郎 (Nakahara Taro) (60401014)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授  (12601)	
研究分担者	久保野 恵美子 (Kubono Emiko) (70261948)	東北大学・法学研究科・教授  (11301)	
研究分担者	吉永 一行 (Yoshinaga Kazuyuki) (70367944)	東北大学・法学研究科・教授  (11301)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	澁谷 雅弘  (Shibuya Masahiro)  (80216035)	中央大学・法学部・教授    (32641)	
研究分担者	今津 綾子  (Imazu Ayako)  (80708206)	東北大学・法学研究科・准教授    (11301)	
研究分担者	ROOTS MAIA  (Roots Maia)  (20754550)	東北大学・法学研究科・准教授    (11301)	
研究分担者	渡辺 達徳  (Watanabe Tatsunori)  (20230972)	東北大学・法学研究科・教授    (11301)	
研究分担者	金谷 吉成  (Kanaya Yoshinari)  (90312537)	東北大学・情報科学研究科・特任准教授    (11301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関